

延喜の制小社に列せられ、諸郡神階帳に「正四位上飽波神社益津郡坐」と見えたり、元と山麓に鎮座あらせられしが、中古今の地に奉遷せりと、正徳五年の棟札を藏す、云く、「益頭郡益頭莊飽波神社、川關大明神」と、社領は往古若干を有せしが、永祿元龜の亂に失ひたりと傳ふ、然れども、幕府時代は除地高三石四斗たりき、明治六年三月郷社に列す。

社殿は本殿、拜殿を備へ、境内は六百七十二坪（官有地第一種）あり、境内地附近に神木と稱する松樹あり、四擁許ありと、當社が式の飽波神社なることは、既に學者の定説の如くなるが、或説に益津郡花澤村高草山法華寺の縁起に、「式内飽波神社は當山上にあり、祭神水分神也」とあり、同寺の背後の山を高草山と稱す、益頭有度兩郡に跨り、是古の飽波山なるべしとの説も見えたる山なるが、絶頂平坦なる地あり、俗に權現平と稱し、近世迄小社ありしが、今は礎を存すと、此地若し社地とする時は、神名帳順次にも叶ひ、又類聚國史に、

「孝德天皇大化三年丁未春令阿倍大臣菟葬河國益頭郡飽波山鳥獸以千級算之、神官負幣出神饋、歎爲穢汚、列卒不聽之、終告阿倍大臣故止之、其夜有小狐入阿倍之夢、贈兼金三百圓、歸官奏之、後永停神山之獵、云々」

と見えたるにも、よくかなへりと、地名辭書亦高草山は飽波山なるべく、隨つて、飽波神社は川關神社にあらざるべし」といへり、後考を俟つ。

尙當社を飽波神社、及川關神社の兩社とするあり、又同社とするあり、其の間甚だ曖昧たり。

境内神社

稻荷神社

熊野神社

諏訪神社

泉神社

社

藤森神社

例祭日	自十月一日 至十月三日
會計法適用	明治四十一年九月二十五日
指定年月日	告示第四百三十四號

神饋幣帛料供進
指定期月日
明治四十年六月二十日
告示第百六十號

氏子戸
崇敬者員數
六百四十四戸
千二百六十二戸

○ 静岡縣駿河國志太郡豊田村大字三ヶ名字伊勢島

郷社

天照大御神

品陀和氣命

明神

社

詳座

祭神

別殿

八王子神社

創立年代詳ならず、但し、古社なるは疑ひなし、舊除地高二石を有せり、明治八年二月郷社に列す。
社殿は本殿、拜殿の二字にして、寛保元年五月の再建なりと、境内は四百二十七坪（官有地第一種）を有す、神木と稱する柏と松とあり、周圍二丈八尺、明治三十三年十一月、當村字反房無格社左口神社、同字伊勢島無格社、若宮八幡宮、同字川端無格社、飯綱神社を合祀す。

此の地は、元と伊勢神宮の御園にして、神風抄に「小楊津御園（上分三石雜用三石）十石二百八十丁」と見えたる地にして、當社は彼の御厨の地に神明宮を祭りたるがごとく、御園の爲め祭祀せられたるものなり、隨つて當社の創立は甚だ古きが如し。